

規制の見直しの基本的な考え方

「目視」・「実地監査」規制の見直しの基本的な考え方

	類型 1 (検査・点検・監査)	類型 2 (調査)	類型 3 (巡視・見張)
PHASE 1 (目視・実地監査規制)	○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること ^(注) ができないもの 【例】 ・触診など、現在の技術で収集することができない情報の確認を求めている規制	○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること ^(注) ができないもの 【例】 ・現在の技術で収集することができない情報の確認を求めている規制	○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること ^(注) ができないもの 【例】 ・現在の技術では異常を察知するために必要十分な情報を収集することができない規制
PHASE 2 (情報収集の遠隔化、人による評価)	○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「リスク評価」までをAI等で代替することができないもの 【例】 ・業務、会計等の状況の検査など、運営基準・品質管理基準等の定性的な基準への適合性を判定する規制	○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「情報の整理」までをAI等で代替することができないもの 【例】 ・業務、会計等の状況の調査など、抽象的な調査権限を課しており、定量的な整理ができない規制	○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「異常の察知」や「対処」までをAI等で代替することができないもの 【例】 ・抽象的な確認権限を課しており、画像認識処理技術の適用が難しい規制 ・一律の対処が困難な見張人の配置を求める規制
PHASE 3 (判断の精緻化、自動化・無人化)	○上記以外	○上記以外	○上記以外

(注) 高精度カメラ、ドローン、オンライン会議システム等を活用した動画、画像、データ等で情報を収集すること

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

※目指すPHASEに進むために技術検証等を要する規制については、検証等の結果、適用可能な技術が存在し、実装できることが確認されることを前提とする。

「定期検査・点検」規制の見直しの基本的な考え方

	類型 1 (第三者検査)	類型 2 (自主検査)	類型 3 (調査・測定)
PHASE 1 (定期検査・点検規制)	<ul style="list-style-type: none"> ○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な検査を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの 【例】 ・国際条約等に基づく国際機関の査察に伴う検査など、日本国政府のみの方針で見直しができない規制 ・行政による特定個人情報の取り扱いの監視を目的とした規制（特定個人情報の取り扱いの状況等の検査） 	<ul style="list-style-type: none"> ○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な検査を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの 【例】 ・特定秘密の適切な取扱いの確保を目的とした規制（特定秘密の指定理由、保護の状況等の点検） 	<ul style="list-style-type: none"> ○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な調査・測定を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの 【例】 ・内部・外部被ばくによる線量の測定など、人の放射線障害の防止を目的とした規制
PHASE 2 (デジタル技術の活用による規制目的の達成)	<ul style="list-style-type: none"> ○リスクベースによる見直し^(注)に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制 	<ul style="list-style-type: none"> ○リスクベースによる見直し^(注)に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制 	<ul style="list-style-type: none"> ○常時測定やシステムなどによるデータ取得が難しい事項が含まれるもの 【例】 ・業務、会計等の状況の調査
PHASE 3 (定期の検査・調査・測定の撤廃)	○上記以外	○上記以外	○上記以外

(注) デジタル技術を活用したリスク管理手法を用いて適切に保守管理を実施している場合に定期検査を簡素化・不要とするなど、「全ての対象に一律の点検を課す規制」から、「リスクに応じた合理的な規制」への見直しを図っていくこと。

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもその規制が過剰になっていないかの点検が必要

※目指すPHASEに進むために技術検証等を要する規制については、検証等の結果、適用可能な技術が存在し、実装できることが確認されることを前提とする。

「対面講習」規制の見直しの基本的な考え方

		類型 1 (講習)
		講習実施主体が国以外の場合
PHASE 1 (対面規制あり又は 解釈不明確)	講習実施主体が国の場合	○国際約束に基づく対面による実技講習など、オンラインによる講習の実施等が不相当であるもの
PHASE 2 (デジタル技術の活用による 一部オンライン化等)	講習実施主体が国の場合	○現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの ・対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるもの ・地方公共団体や民間団体等が講習の実施主体となっており、各実施主体が参入できるようなシステム整備の検討やオンライン化の検討が進むような講習内容の標準化など政府がデジタル化を推進しても、全ての実施主体において一律にデジタル完結を実現することが困難なもの
PHASE 3 (デジタル完結)	講習実施主体が国の場合	○上記以外 ^(注)

(注) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む。

- ・情報システムの整備の在り方（本人確認、キャッシュレス納付等を含む。）、誰一人取り残されないデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること。
- ・法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体（地方公共団体、民間企業等）の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること。

※講習内容に実技による講習や試験が含まれているものについては、オンラインによる代替などデジタル化が技術的に困難な場合は、当該デジタル化が困難な部分のみ点検の対象外とする。

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

「書面掲示」規制の見直しの基本的な考え方

		類型 2 (公的証明書等の掲示)	類型 4 (公的証明書等以外の情報の掲示)
PHASE 1 (デジタル化を一切許容していない)	①	○該当なし ^(注1)	○極めて限定された空間における特定の者への周知を目的とする掲示規制等、デジタルによる掲示を基本とすることが不適当なもの
	②		
PHASE 2 (一部許容している)	①	○該当なし ^(注1)	
	①+②	○該当なし ^(注1)	
	①+②+③	○証明書等のデジタル発行が困難であるなど、現時点でデジタルによる掲示を基本とすることが困難なもの	
PHASE 3 (デジタルによる掲示を基本とする)		○上記以外 ^(注2)	○上記以外 ^(注2) (不特定多数が閲覧することを想定し、掲示させるもの等)

(注1) 例えば、国際約束に基づく公的証明書等の掲示等、例外を否定するものではない。

(注2) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む。

- ・情報システムの整備の在り方（本人確認、キャッシュレス納付等を含む。）、誰一人取り残されないデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること。
- ・法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体（地方公共団体、民間企業等）の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること。

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

「往訪閲覧・縦覧」規制の見直しの基本的な考え方

	類型3 (申請等による公的情報の閲覧・縦覧)	類型4 (申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧)
PHASE 1 (紙・人の介在)	<ul style="list-style-type: none"> ○閲覧・縦覧に係る情報の機密性が高く、対面による厳格な本人確認を行う必要があるなど、オンラインによる閲覧・縦覧が不相当であるもの^(注1) ・申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があるもの等 	○該当なし
PHASE 2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	○他の機関から紙媒体で提出されることが想定される書類を閲覧・縦覧に供するなど、現時点で閲覧・縦覧のデジタル完結が困難であるもの ^(注2)	○他の機関から紙媒体で提出されることが想定される書類を閲覧・縦覧に供するなど、現時点で閲覧・縦覧のデジタル完結が困難であるもの ^(注2)
PHASE 3 (デジタル完結を基本とする)	○上記以外 ^(注3)	○上記以外 ^(注3)

(注1) デジタル手続法の適用が除外されるものを想定しているためPHASE 1としているが、本欄に該当するものうち同法、e-文書法の規定の適用があるもの等については、PHASE 2に整理されることもあり得る。

(注2) デジタル手続法、e-文書法の規定が適用されることを前提としたものであり、適用されない場合はPHASE 1に整理されることもあり得る。

(注3) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む。

- ・情報システムの整備の在り方（本人確認、キャッシュレス納付等を含む。）、誰一人取り残されないデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること。
- ・法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体（地方公共団体、民間企業等）の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること。

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもその規制が過剰になっていないかの点検が必要

「常駐・専任」規制の見直しの基本的な考え方

	①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等） （危機対処、製造物等の衛生管理等を目的とした規制）	②利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応） （介護・保育等、人材管理、消費者保護等を目的とした規制）
PHASE 1 （常駐・専任規制あり）	○国民の生命、身体又は財産を保護するために必要な常駐・専任規制*であって、当該規制のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的の代替が不適当なもの 【*常駐・専任規制の例】 ・事故等が発生した場合に広範囲に被害が生じ得る施設において、救助活動等を含む業務に従事する者の常駐・専任規制	○国民の生命、身体又は財産を保護するために必要な常駐・専任規制*であって、当該規制のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的の代替が不適当なもの 【*常駐・専任規制の例】 ・医療・福祉分野において、利用者への直接的な対応に従事する者の常駐・専任規制
PHASE 2 （デジタル技術等の活用による規制緩和）	○常駐・専任規制*のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的を完全に代替することが不適当なもの 【*常駐・専任規制の例】 ・製造物等の衛生管理、事故・公害防止等に従事する者の常駐・専任規制	○常駐・専任規制*のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的を完全に代替することが不適当なもの 【*常駐・専任規制の例】 ・人の健康管理、福祉に従事する者の常駐・専任規制
PHASE 3 （常駐・専任規制なし）	○上記以外	

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要